

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第18条第8項の規定に基づき届出を行なった託送供給等約款（2019年11月2日実施）において、消費税等相当額を含んだ受電側接続検討料を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

9（検討および契約の申込み）に定める受電側接続検討料

区分および単位	受電側接続検討料	消費税等相当額
1 受電地点 1 検討につき	220,000 円	20,000 円